

ウォルマートカード セゾン・アメリカン・エクスプレス・カード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が合同会社西友(以下「西友」という)及びウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社(以下「ウォルマートジャパン」という)と提携して発行するカードを、ウォルマートカード セゾン・アメリカン・エクスプレス・カード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1)お客様が、本特約及びセゾンカード規約を承認し、当社、西友及びウォルマートジャパン(以下「三社」という)に本カードのご利用のお申込をされ、三社が本カードのご利用を認めた方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。

(2)本会員が予め指定したご家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことをご承認の上三社に入会の申し込みをされ、三社がご利用を認めた方(以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という)に家族カードを発行いたします。本会員は、家族会員に本特約及びセゾンカード規約を遵守させる義務を負うものとします。

第3条(カード規約)

本カードについては、本特約に加えセゾンカード規約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第4条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を本会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。